

# A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける

## 租税理論の展開 IV

—— 古典学派における財政思想 (三) ——

箕 浦 格 良

十

A・スミスは地租、土地における收穫比例税、家屋の賃料に対する租税を論じたる後において土地、家屋及び資本 (stock) の資本価値 (the capital value) に対する租税を論じ財産の移転に関する租税、財産の移転に伴う諸税その他流通税等の研究に進んでいるのである。A・スミスは財産の移転に対して課せられる租税はその資本価値の一部を侵害するものであるという。即ちA・スミスは「財産 (property) が同じ人によって所有せられている間はそれに如何なる永続的租税が課せられたとしてもその意図はその資本価値 (capital value) のある部分を減少又は奪取しようというのではないのであってそれはそれより生ずる収入の一部のみについてである。然しながら財産 (property) の所有者がかわるときには即ち死亡者から生存者へ又は生存者より生存者に移転するときにはその財産の資本価値の一部を必然的に奪取するような租税がその財産に屢々課されてきたのである」と論<sup>(1)</sup>

ずるのである。そうして諸外国を引例して所謂相続税を論ずるとともに財産殊に不動産の移転に対する租税を論じその課税における本質を明らかにせんとするのである。即ちA・スミスは「あらゆる種類の財産 (property) の死亡者より生存者に対する移転と不動産即ち土地及び家屋の生存者より生存者に対する移転はその性質上公然たるもので周知されるものである。又永い間隠しておくことのできないような取引である。従ってかかる取引は直接に課税され得るのである」<sup>(3)</sup>となし不動産の移転に関する租税を論じついで動産の移転に対する租税に論及するのである。A・スミスは「貨幣の貸付によって生存者より生存者になされる資本 (stock) 又は動産の移転は秘密の取引であることが多く又常に之を秘密にしておくことができる。従って之に対して直接課税することは容易なことではない。従って之に対しては間接的課税としての二つの異なる方法が採られてきたのである。その第一は返還の義務について記載してある証書については或一定の印紙税 (stamp-duty) を支払いたる用紙又は羊皮紙に書かせることにし之以外の方法によることは無効とすることを要求しその第二はそれを公の登記簿或は秘密の登記簿に登記をさせそのような登録には一定の租税を課することとしその未登録のものには無効にするという処罰の条件によることを要求することによるのである。あらゆる種類の財産 (property) について死亡者から生存者に対する不動産の移転に関する証書に対して又生存者より生存者に対する証書に対して之等の取引が直接課税し易いものであるが同じく屢々印紙税及び登録税 (duties of registration) が課せられてきたのである」<sup>(4)</sup>と述べこの種の課税方法の淵源について述べている。<sup>(5)</sup>

A・スミスによれば「封建法 (feudal law) には casualties という臨時税<sup>(6)</sup>がありこれは死亡者から生存者に対する土地の移転生存者から生存者に対する土地の移転に対する租税 (tax) であった。古代にはヨーロッパのあら

ゆるところでこの租税が国王の収入の主要なる収入部分の一をなしていたのである<sup>(7)</sup>という。

A・スミスの説明によれば「国王のすべての直接の封臣 (vassal)<sup>(8)</sup>の相続人は estate<sup>(9)</sup>の授与をうけるときそれに対して或一定の租税 (duty)、一般的には一年分の地代 (rent) を支払ったのである。若し相続人が未成年者であったときはその未成年の続く間その estate の地代 (rent) はその全額は主君 (superior) に帰属しそこから未成年者の生活を維持するものと又若しその土地の上に寡婦産を受けた寡婦があるときはその寡婦の寡婦産 (dower)<sup>(10)</sup>の支払いをなすこと以外には如何なる責任も負はなかつた。未成年者が成年に達すると Relief<sup>(11)</sup>と称せられる他の租税 (tax) を主君に納めなければならなかつたのである。そうして之も同じく一般に一年分の地代に相当したのである。未成年の期間が長いときには現在ではそれによって大なる estate はそれに附帯するあらゆる義務を免れさせ、それによってその家族は従来の面目を回復することができるのであるがその当時においてはそのような結果を生ずるようにはいかなかつたのである。未成年の間が長いことの一般的结果は荒廃と estate の義務を免れるようにはならなかつたのである<sup>(12)</sup>と説明しついで土地の譲渡について課せられるものが各国の国家収入の主要なる部門をなしていることを明らかにするのである。「封建法によれば家臣は主君の同意なしには譲渡することはできなかつたのである。主君は一般にその同意に対して上納金 (fine) 又は示談金を要求したのである。この上納金は当初においては専断的なるものであつたが多くの国においては土地の価格に対する一定の割合に規定せられるようになってきたのである。封建的慣習が廃止せられた国においてもこの土地の譲渡に関する租税 (tax) は尚主権者の収入の主要なる部門をなしてきているのである。」「すべての土地又は一定の保有条件によって保有せられる土地の売却に対する同じ種類の租税 (tax) はその他の多くの国において行なはれてゐる。そうして多少と

も主権者の収入の主要部門をなしているのである<sup>(14)</sup>と述べている。

A・スミスは土地の売買について「斯の如き取引は印紙税か又は登録税かによって間接に租税を課することができるのである。そうして之等の租税 (duties) は移転される物件の価値に比例することもあり又比例しないこともある<sup>(15)</sup>」と述べる。A・スミスにありては課税の対象は移転される物件の価値であり又移転される財産の価値である。之がその売却金額を指すものか明確を欠く点もあるが A・スミスはイギリスにおける印紙税は移転せらるべき財産 (property) の価値に比例しないでその取引を証する証書の性質によって税率の大小が決定すると説明している<sup>(16)</sup>。オランダにおける印紙税及び登録税は移転せらるべき財産 (Property) の価値に比例して課税せられる場合もあり又之に比例しないで課税せられる場合もあると説明し<sup>(17)</sup> フランスにおける印紙税は消費税 (casse) の一種であると考えられ登録税は国王の領地収入 (domain) の一種であると考えられている。従って徴税機関も異なっていると説明しているのである<sup>(18)</sup>。

A・スミスによれば「之等の印紙税及び登録税の課税の方法は極めて近代になって考へだされたものである。

然しながら僅かに一世紀を超えるか超えないうちにヨーロッパにおいて印紙税は殆んど一般的に施行せられるようになった。又登録税も極めて普通のものとなつてきた。国民の懐中から貨幣を奪いとる術ほど一政府が他の政府から速かに学びとるものはないのである<sup>(19)</sup>」という。蓋しオランダにおいて一七世紀の前半において印紙が発明

せられオランダにおいて之を以て租税の徴収方法に採用し印紙税を初めて創設したのは一六二四年のことである。これ以後この方法は一般的となり国家に種々の貢租を納付するに簡便なる間接的徴収方法とせられ租税の徴収殊に流通税、消費税に適用されるのみならず手数料の徴収においても広く印紙徴収が採用せらるるに至り、最近で

は部分的ではあるが所得税にも適用せられる例を見るに至つたのである。

A・スミスは相続税及びその他の財産の移転に関する租税の転嫁関係を詳細に論及したる後にその本質を究明している。A・スミスによれば「死亡者から生存者への財産 (property) の移転に対する租税 (taxes) は即時的にも終局的にも財産 (property) を譲受ける人の負担となる。土地の売却に対する租税 (taxes) はすべて売却人の負担となる。売却人は殆んど常にその売却の必要に迫られているから与えられたる価格によって受取る外はないのである。買受人はそれを買はなければならないという必要に迫られていないから好むところの価格を与えようとするだけである。<sup>(20)</sup> その土地は租税 (tax) と価格とを合計してその出費を考へるのである。租税として払うべきものが多ければその租税額だけその価格として支払う額が少なくなるのである。従つてかくの如き租税 (tax) は殆んど常に困窮者の負担となる。従つて屢々極めて残酷にして圧制的であるにちがいないのである。土地付きでない新築家屋の売却に対する租税 (tax) は一般には買受人が負担するのである。即ち建築業者も一般にその利潤を得なければならぬ。その利潤が得られなければその事業をやめなければならぬからである。従つて建築業者が租税を前払したるときは買受人はそれを負担しなければならぬのである。古家の売却に対する租税は土地の売却に対する租税と同じく一般に売却人の負担に帰するのである。即ち多くの場合便宜上或は必要上その売却を余儀なくされているからである。年々市場に提供せられるであろう新築家屋の数は大なり小なり需要によつて規制せられるものである。需要が建築業者にすべての費用を支払つて尚利潤が得られなければそれ以上家屋の建築はしないであらう。一定の時において市場にでてくる古家の数は大部分においては需要とは関係のない偶然の出来事によつて定まるのである。ある商業都市に二三の大きな破産があれば多くの家屋が売却に出されるので

ある。それは買受人のつける価格によって売却されなければならない。敷地地代の売却に対する租税にありてもすべて売却人の負担となるものである。それは土地の売却に対する租税と同じ理由によるのである。印紙税及び借入金の借用証書、契約書に対する登録税は借受人の負担となる。又事実上においても常に借受人が支払っている。訴訟に関するこの種の租税 (duties) は原告の負担となるのである。原告にとつても被告にとつてもそれは係争中の物件の資本価値 (capital value) を減少させるものである。如何なる財産 (property) と雖もそれを獲得するための費用が大なれば大なる程それが獲得されるときにおけるその純価値はそれだけ減少せざるを得ないからである<sup>(22)</sup>。即ち A・スミスに従へば相続税は相続財産を取得する相続人に帰着する。土地売却に対する租税は売却人に帰着する。新築家屋の売却に対する租税は買受人に帰着する。古家の売却に対する租税は売渡人に帰着する。敷地地代の売却に対する租税は売渡人に帰着する。貸借に対する租税は借受人に帰着する。訴訟関係に対する租税の負担は原告に帰着するといふのである。

A・スミスは財産の移転に対する租税の本質について移転税は資本価値を減少させる限りに於いて節約的ならざる租税即ち不経済なる租税であるといふ。そうしてこの移転税が財産の価値に比例するときでも財産の移転の変化が頻繁であるから不公平なる租税である。然しこの移転税は確定的であり徴税上の便宜に適応しその経費のかららないものであるといふ。即ち「あらゆる種類の財産 (property) の移転に対して課せられる租税 (taxes) はその財産の資本価値 (capital value) をそれから減少させる限りに於いて生産的労働の維持に当てられる資金 (funds) を減少させることになる。生産的労働のみを維持するところの国民の資本 (capital) を犠牲にして生産的労働の外は何物をも維持しない主権者の収入を増大せしむる租税は多かれ少なかれ節約的ならざる租税であ

る。斯くの如き移転税は移転される財産の価値に比例するとしても尚不公平である。同一価値をもつ財産であってもその移転の頻度は必ずしも同一ではないからである。印紙税及び登録税におけるが如くその価値に比例しないときにおいては尚更に不公平である。この租税は不確定的でなく多くの場合明瞭でそうして確定的であり又少くとも確定的であり得るのである。この租税は支払能力のない人にかかることがあるけれども納付の時期については大抵は納税者に充分都合のよい時期である。即ち納付の時期は大抵は納税者が貨幣を持っているにちがいない時期である。この租税は徴税費が少なくてすむものである。そうして一般に租税の納付に避け得られない不都合の外は納税者に特別の不都合をかけるものではない<sup>(23)</sup>と論じている。

A・スミスは「抵当権の登記をはじめとしその他不動産に関するあらゆる権利の登記は債権者にとっても買手にとっても極めて大なる保証が与へられるものであり又一般社会にとっても極めて有益である。他の種類の大部分の証書 (deeds) の登記は個人にとって不都合でありそうして危険なことがあり一般社会にとって如何なる利益もないのである。秘密が保たれるべき登記はすべて決して存在すべきではないということは認められているところである。個人の信用は下級の収入官吏の正直、誠実というような極めて心細い保証に決してたよらすべきではない。然しながら登記手数料が主権者の収入の一源泉となつているところでは登記されなければならない証書と登記の必要のない証書の両者に対して一般に際限なく多くの登記所が設置されたのである。フランスでは数種の秘密登記簿がある。この弊害は恐らく避けがたいものではないが斯くの如き租税の極めて当然の結果であること  
は認められなければならないのである。イギリスにおいては骨牌及び骰子に対して又新聞紙及定期小冊子等に対して課せられている印紙税は本来は消費に対する租税である。かかる租税の終局的負担はその物品を使用し又は

消費する人の負担となるものである。エール、葡萄酒、酒精飲料の小売の免許状に課せられる租税は恐らく小売業者の利潤を捕捉して課税せられるものであろう。然しながら終局的にはそれ等の飲料の消費者によって負担せられるのである。かくの如き租税は財産の移転に対する印紙税とその名称も同一であり、同一の吏員によって同一の方法によって徴収せられるものである。然しながらその性質は異なるのであって、全く異なる基金 (funds) によって負担せられるのである<sup>(24)</sup>と論じている。

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 809.

(一) 「オーガスタス Augustus によって古代ローマ人に課せられたる Vicesima Hereditarium (相続財産二十分の一税) 即ち相続に対する二十分の一ムネイは死亡者から生存者に対する財産移転の租税であった。この租税について極めて明瞭を欠いている著者ディオーン・カシウス Dion Cassius (Lib. 55 (25) quoted by Burman and Bouchaud. See also Burman de Vectigalibus Pop. Rom. cap. xi in *Utriusque thesauri antiquitatum romanarum graecarumque nova supplementa congesta ab Joanne Polemo, Venice, 1737, vol. i, p. 1032B and Bouchaud de l'impôt du vingtième sur les successions et de l'impôt sur les marchandises chez les Romains; nouv. ed., 1772, pp. 10 sqq.*) (A. Smith, *ibidem*, p. 810) は死亡したるとき最も近親者に対して及び貧乏人に対してなされる贈与を除きすべての相続<sup>(1)</sup>、遺贈及び贈与に対して課せられる租税であるといっている。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 810)

「同じ種類のものにオランダの相続税がある。(Mémoires concernant les Droits, &c. tome i. p. 225) この相続税は傍系のものについてはその親族関係の順位に応じてその相続財産に対して五パーセントから三〇パーセントまでの租税が課せられる。遺言による傍系親族に対する贈与即ち遺贈にも同様の租税が課せられる。夫より妻へ或は妻から夫への遺産に<sup>(2)</sup>対しては十五分の一 [All eds read "fiftheth" but the *Mémoires* say "quinzième" and the "only" in the next sentence shows that Smith intended to write "fifteenth."] (Adam Smith, *ibidem*, p. 810) ムネイが課せられるのである。Lucretia Hereditas (悲しい相続財産) 即ち子孫に<sup>(3)</sup>ついでに祖先の遺産の悲しい相続には単に二十分の一ムネイを課するにすぎないのである。直系の相続即ち子孫が祖先の遺産を相続するのは無税である。父の死亡はその子供の中で父と同じ

家に同居しているものにとつては収入の増加は稀であつて父の勤勞、官職を失うことにより又父が従来所有していたであらう終身借地権 (life-tenant estate) を失うことにより屢々収入の相当の減少を伴うものである。父よりの相続財産の一部を奪取して子供の損害を増大させることになる相続は残酷にして庄迫的である。然しながら時としてはローマ法 (Roman law) の言葉によつては解放された子供 (emancipated children) スコットランド法 (Scotch law) の言葉によつては分家した子供 (forisfamiliated children) 即ち自己の分与せられる財産をもらつており自己の家族をもつており父のものとは分離独立した基金 fund によつて生活を維持している子供にとつては異なることがある。このような子供は相続する財産がいか程のものであらうと子供の財産 (fortune) に対する新しい附加財産となるであらう。従つて恐らくはこの種のすべての相続 (duties) に伴うところのものより一層の不便なくして或相続税 tax を課し得るであらう」(Adam Smith, *ibidem* pp. 810-811)

〈1〉殊に不動産に対する相続財産を指すことがある。

〈2〉水田教授は「五十分の一」とされている。(水田洋訳 スミス「国富論」下「世界の大思想」15 二七〇頁)

(3) Adam Smith, *ibidem*, p. 810

(4) Adam Smith, *ibidem*, p. 810

(5) 現在においては相続税を財産税とするか流通税とするかについては論争のあるところである。財産の移転という事実から觀察すれば流通税に類似する。然し相続は現実には死亡者から生存者への所有権の変更にすぎず一般の流通税の如く財産の移転が有償的關係にあつてなされるものではなく無償的行為である。この点においては一般の流通税とは異なるのである。

(6) 大内教授の訳語による。(大内兵衛訳「国富論」四 三五五頁)

(7) Adam Smith, *ibidem*, p. 811

(8) 歴史的にはヨーロッパの封建制度において君主に隸属し領地を拝領する諸侯又は陪臣をいう。

(9) 英法は土地の所有権を認めなかつたのであるが、土地をある期間占有し利用できる権利を認めた。この不動産権をいうのである。

(10) 亡夫の遺留不動産のなかで寡婦が終身受ける部分を *dower* としう。

- (11) 封建法において土地を相続するときその後継者が領主に支払う金即ち相続上納金をいう。
- (12) Adam Smith, *ibidem*, p. 811
- (13) Adam Smith, *ibidem*, p. 811.
- 「ヤンン(Berne)州においてはそれはすべつの貴族的封土(noble fiefs)の価格の六分の一ほどになりすべつの平民的封土(ignoble fiefs)の価格の十分の一ほどの高ゆである。[Memoires concernant les Droits, &c. tome i. p. 154] (Adam Smith, *ibidem*, p. 811.) ルツェルン(Lucerne)州においては土地の販売に対する租税(tax)は一般的ではなく単に特定の地域において行なわれているにすぎない。然しながらその土地を売却してその地域から出て行く者はその販売価格全額の一〇パーセントを支払うべきである。[Id. p. 157] (Adam Smith, *ibidem*, pp. 811-812.)
- (14) Adam Smith, *ibidem*, pp. 811-812.
- (15) Adam Smith, *ibidem*, p. 812.
- (16) 「イギリスにおける印紙税は如何に金額の大きい証書(bond)にも一八シリング又は半クラウン(crown)の印紙でよいのであるから移転される財産(property)の価値に比例することよりは寧ろ証書(deed)の性質によつて高低があるのである。最高でも用紙又は羊皮紙各一枚につき六ポンドを超えることはない。この高額なる租税(duties)は主として君主の与へる特許及び一定の法律上の手續に関するものであつてその物件の価値とは無関係である。イギリスにおいては証書(deed)又は文書(writing)の登記に對す租税(duties)はない。ただ登記を司る官吏に對する手数料(fees)があるだけである。そして之も官吏の労働に對する正当なる報酬を超へるものは殆んどないのである。国王はそれから収入を得ないのである。」 (Adam Smith, *ibidem*, p. 812)
- (17) 「オランダ(Holland) [Memoires concernant les Droits, &c. tome i. p. 223, 224, 225.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 812) においては印紙税も登録税(duties upon registration)もともに存在する。之等の租税(duties)は移転される財産(property)の価値に比例することもあり比例しないこともある。遺言書はすべて印紙を貼つた用紙に書かなくてはならない。その印紙の価格は処分される財産(property)に比例する。その結果として印紙一枚につき三ヘンス即ち三スタイヴァー(silver)とするものから三〇〇フロリン(florin)即ち我國の貨幣(英貨一筆者)にて約二七ポンド一〇シリン

グに等しい印紙まである。遺言者が貼用しなくてはならない印紙より価格の低い印紙が貼用されたときはその相続財産は国庫に没収せられるのである。之は相続財産に関して課せられる他のあらゆる租税 (taxes) 以外にそれ以上に重複して課せられるものである。為替手形その他の商業手形を除きその他の証書 (deed) 借用証書 (bond) 及び契約書は印紙税の対象をなすものである。然しながらこの租税 (duty) は物件の価値に比例して高くはならない。土地及び家屋の売却及びこの両者のすべての抵当は登記されなければならない。そうして登記に際してはその価格又は抵当の額 (the amount of the price or of the mortgage) [Ed. I reads "or the mortgage."] (Adam Smith, *ibidem*, p. 812) の二・五パーセントの租税 (duty) を国家に支払はなければならない。この租税 (duty) は船舶の甲板の有無には関係は無く二噸以上の積載量をもつあらゆる船舶の売却にまで適用せられるのである。惟うに船舶は水上家屋であると思はれたのであろう。動産の売却についても裁判所で命じられるときは同じく二・五パーセントの租税 (duty) の対象となるのである。] (Adam Smith, *ibidem*, pp. 812-813)

(18) 「フランスにおおつては印紙税も登録税も共に存在する。印紙税は *aides*\* 即ち消費税 (excise) の一部門と考へられてゐる。この租税 (duties) が施行せられてゐる州においては消費税官吏 (excise officers) によつて徴収されるのである。登録税は国王の領地の一部分と考へられてゐる。そうして異なる組織の官吏によつて徴収せられるのである。(Adam Smith, *ibidem*, p. 813)

\* 水田教授は「御用金」と訳されている。(水田洋訳 スミス「国富論」下) 世界の大思想 15 (二七二頁) 大内教授は「間税」と訳されている。(大内兵衛訳「国富論」四 三五九頁) 封建時代において臣下より君主に対する臨時の献金をいうのであるが、封建法においては小作人又は臣下がその領主に支払つた租税をいう。イギリス史では「非常特別税」なる訳語(藤岡勝二著 大英和辞典 第一巻) も得られるが、一〇六六年以後一七世紀の中葉までイギリスにおいて行はれた臣下より国王に対す献金にして一種の租税たる性質を有するものである。フランス史では関税、間接税をいうのであるが殊に間接税は御用金より発展したるものでありこの御用金をいうのである。

(19) Adam Smith, *ibidem*, p. 813.

(20) [and will therefore, only give such a price as he like.] [Ed. I reads "give only."] (Adam Smith *ibidem*, p. 813.)

- (21) [the neat value] [Ed. I does not contain "neat."]
- (22) Adam Smith, *ibidem*, pp. 813-814.
- (23) Adam Smith, *ibidem*, p. 814.
- 「フランスにおいては印紙税についてはあまり不平はない。Controle (登録税) と称せられているものは大いに不平がある。即ちこの登録税は極めて恣意的で不確定なる租税であるためその徴税に当る徴税請負の官吏による強制的徴収が行はれるようになる。現在のフランスの財政制度について書かれた *libels* [The word is used in its older sense, equivalent to the modern "pamphlets." See Murray *Oxford English Dictionary*, s. v.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 814) の大部分においては Controle の弊害が主要なる項目をなしている。然しながら不確定性にかかる租税の性質上絶対に避けることができないものとはいい得ないと思はれる。従ってかかる一般の不平が相当なる根拠によるものであるならばそれは Controle の性質によるものではなくそれを課する勅令又は法律用語が正確・明瞭を欠いていることによって生ずるものである。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 814)
- (24) Adam Smith, *ibidem*, pp. 814-815.

## 十一

A・スミスは利潤即ち資本から生ずる収入に対する租税を論ずるに当って之を分析して貨幣の利子を土地より生ずる収入との比較においてその本質を明らかにし利子以上の剰余は課税物件として不適当なることを主張し之に対して課税すべきものではないと論じている。即ち A・スミスによれば「資本 (stock) より生ずる収入即ち利潤 (profit) は本来それ自ら二つの部分即ち利子 (interest) の支払いに当てられ資本 (stock) の所有者のものになる部分と利子 (interest) の支払いに必要な額を超える超過部分とに分たれるのである。利潤のこの後の部分は明らかに直接に課税され得ない対象である。之は資本 (stock) の使用に伴う危険と労苦に対する報償にして多くの

場合極めて少ない報償であるにすぎない。資本の使用者はこの報償はもたなければならないのである。そうでなければ資本の使用者は自己の利益を害することなくしてその資本の使用を継続していくことはできないのである。従つて若しも資本の使用者がその利潤の全額に比例して直接に課税されるならば利潤の率を引き上げるか又はその租税を貨幣の利子に負担させることになる。即ち利子の支払を少なくするかを余儀なさせられるであろう。若しその租税に比例して利潤率を引き上げるとすればその租税の全額を前払いするものであつてもその管理する資本 (stock) の使用の方法の相違に依じてそれを最終的に支払うものは二つの異なる部類の人々のいずれかである。若しそれを農業資本 (farming stock) として土地の耕作に使用するときには利潤率を高めるためには土地の生産物のうちで一層多くの部分を或はそれと同じことであるがその一層多くの部分の価格を留保しなくてはならないであろう。然しこのことは地代の引き下げによつてのみ行なわれ得るのであるからこの租税の最終的負担は地主に帰着するであろう。若しそれを商業又は製造業の資本 (stock) として使用するときには財貨の価格を引き上げるこ  
とによつてのみ利潤率を引き上げ得るのである。このときのこの租税の最終的負担はすべてその財貨の消費者に帰着する。若しその利潤率を引き上げないとすればこの租税をすべて利潤のなかの貨幣利子に割当てられていた部分に負担させざるを得ないのである。即ち借り入れた資本 (stock) が如何のものであろうとも之に対して利子の提供をより少なくせざるを得ないのである。このときのこの租税の全負担は貨幣の利子に帰着するであらう。従つて一方法でこの租税を免れ得ない限り他の方法によつて免れることになる」と論じ<sup>(1)</sup>利潤から資本利子を控除したる資本家の純利益はその額にして僅少なものであるから課税は許されないのである。之に課税するときには資本利子部分を減額することによるか商品価格を引上げることによるかとにかく資本家の純利益を確保し

なくては事業の継続は望めないという。そうして「貨幣の利子は一見したところでは土地の地代と同じく直接公平に課税され得る対象であるように思はれる。利子は地代と同じく資本 (stock) の使用するための危険と苦勞を完全に補償したる後に残存する純生産物である。農業者の資本 (stock) を適當なる利潤と共に回収したる後に残る純生産物が課税する前よりこの租税を課したるために増加するというようなことはあり得ないから地代に対する租税は地代を引き上げ得るものではないのである。之と同じ理由によって貨幣の利子に対する租税も利子率を引き上げ得るものではないであろう。即ち一国における資本 (stock) 又は貨幣の量が土地の広さと同じく課税をなす前と租税を課したる後においても何等増減するとは考えられないからである。第一編<sup>(2)</sup>において明らかにしたようにいづこにおいても利潤の普通率は使用せらるべき資本 (stock) の量とそれによってなされるべき業務或は事業の量との割合によって決定せられるのである。然しながらそれを使用してなされるべき業務或は事業の量は貨幣の利子に如何なる租税が課せられてもその増減はあり得ないのである。従って使用されるべき資本 (stock) の量がこの租税によって増減しないとすれば利潤の普通率も当然に同じく変りはないであろう。そうしてこの利潤のなかで資本 (stock) の使用者の危険或は勞苦を補償するために必要な部分もこの危険或は勞苦に何等変化しないものとすれば之亦同じく変りはないであろう。従ってこの残余即ち資本 (stock) の所有者に属するものになり貨幣の利子の支払に充当せられるべき部分も又必然的に変化しないものであろう。従ってここに一見したところにおいては土地の地代と同じく貨幣の利子は直接課税するのに適當なる物件であると思はれるのである<sup>(3)</sup>」が然しながら A・スミスは各個人の事業所得を正確に把握することは極めて困難なることである。土地收入については正確なる把握が可能であるとされるも之と異なり事業所得は之を確認することは容易でなく且つ正確であり

得ない。従つて外形的なるものによつて之を推定捕捉する外はないのであるが之についても困難なる社会的事情の伴うものである。又本質的にみれば土地は固定性、定着性を有するものであり従つて之を運営する経済主体も又定着性をもつものである。之と異なり資本は移動性、流動性を有している。従つて資本を運用することによつて得られる収入に租税を重課すれば資本は国外に逃亡するおそれをもっている。又資本を運営する経済主体も定着性をもつものではなく租税重課のため移動を余儀なくさせられることがあるという。即ちA・スミスに従えば「第一に人が所有する土地の数量と価値とは決して秘密にしておけるものではなく常に極めて正確に確認され得るものである。然しながら人の所有する資本 (capital stock) の全額は殆んど常に秘密であつて正確に確認することのできるのは稀であるのみならずこの額は絶えず変動しているのである。そうしてそれが多少の程度に増減しない年はないのであるというよりは多くの場合には一ヶ月或は一日について変動しているのである。各個人の私的事情に対する取調べそうしてその事情に応じて租税を課するために各個人の財産 (fortune) のあらゆる変化を監視する取調べは何人と雖も支持することのできないような絶え間ない無限の困惑の源泉である。第二に土地は移動することのできない物件である。之に対して資本 (stock) は容易に移動することができるのである。その土地の所有者は必然的にその所有地の存在する国家の市民である。資本 (stock) の所有者は本来世界的市民であり或特定国に必ずしも定着しているとは限らないので、重い租税を課せられるために煩はしい取調べを受けさせられるような国は見捨てて尚一層気楽に事業を行ない財産 (fortune) を享受することのできる他の国へその資本 (stock) を移転するであろう。一國より資本 (stock) が他國へ移転せられることによつて一國においてこの資本 (stock) が維持していたすべての産業活動を終息させることになるであろう。資本 (stock) は土地を耕作し資本

(stock) は労働を使用する。特定の一国から資本 (stock) を追放する傾向を有する租税はその限りにおいてその国の元首とその社会にとって収入のすべての源泉を枯渇させる傾向を有するであろう。資本 (stock) の利潤のみならず土地の地代も労働の賃金もその移動によって必然的に何程か減少させられるであろう」と論じ「然しながらこの二つの事情のために土地の地代よりも貨幣の利子は直接課税の物件としてはるかに適当ならざるものである<sup>(4)</sup>」と論ずるのである。そうして「それ故に資本 (stock) より生ずる収入に対して課税せんとする国においては<sup>(5)</sup>」このような厳格なる調査を行なはず極めて漠然としたそうしてそれ故に多少は恣意的なる推定によって満足せざるを得なかつたのである。この方法によって賦課されている租税は極端に不公平にして不確定である。然しこの点は単に租税額が極めて控えめであるとに限り之が償はれ得るのである。その結果においてはあらゆる人が自己の真実の収入より遙かに低く賦課されていることを知っているので隣人が幾分低く賦課されていてもあまり動揺はしない<sup>(6)</sup>」からであるという。A・スミスによれば斯くの如き租税としてはイギリスの地租がその例であるという。イギリスにおける地租は資本 (stock) に対する租税にありても土地に対するものと同じ割合によって課税する。そうして土地に投ぜられる資本 (stock) に対しては課する意図のものではなかつたのである。そうして地租の大部分は地方に賦課せられ都市に対してはその大部分が家屋に対して賦課せられたと説明している。個人の資本を運用することによって得られる収入はその実質を把握することは困難にして容易なことではない。その正確なる捕捉をなさんとして「如何なる国においても個人の事情を厳しく取調べることは注意して避けている」ところであるが租税の納付を自己査定に基づく所謂申告納付の方法を採っているところがある。A・スミスはハンブルク及スイス等について之を説明するのである。即ち「ハンブルク (Hamburg) においては<sup>(9)</sup>あらゆる住民はその所

有にかかるすべてのものの四分ノ一パーセントを國家に支払うという義務を負っている。そうしてハンブルクの國民の富は主として資本(Stock)であるからこの租税は一種の資本(Stock)に対して課する租税(Tax)であると考えられるのである。各個人は自己査定し長官の面前において年々政府の金庫の中に一定の貨幣を入れそれが所有するところのすべての四分ノ一パーセントであることを誓つて之を宣言するのであるがその金額については宣言することはない。又その物件について検査を受けるといふこともないのである。<sup>10)</sup>この租税は一般には極めて忠実に支払はれてゐると想像せられてゐる。一小國において國民は長官に対して全く信頼を持ち國家を維持するために租税が必要であると確信しており又この租税がその目的のために忠実に使用せられるであらうと信じているときは斯くの如き良心的にして自発的なる支払は時としては期待されるかも知れない。それはハンブルクの國民に特有なことではないのである。スイスのウンターワルデン(Underwald)<sup>11)</sup>州では屢々暴風及び洪水の被害をうけ<sup>12)</sup>うしてその為に臨時費を要したのである。斯くの如き場合に人民は集會を開いて各個人が所有する財産を極めて正直に申告しそれによつて租税が課せられたという。チューリッヒ(Zurich)の法律は必要があればすべての人々はその収入に比例して租税が課せられたのである。そうしてその額を誓ひ宣言すべきことを命じている。それは市民の誰かが欺くであらうとは疑をもたないといはれてゐる。バーゼル(Basel)では國家の主要なる収入は輸出品に対して課せられる小額の関税(Custom)からあがつたものである。そうしてすべての市民は法律に従つて賦課されるすべての租税を三ヶ月ごとに支払うことを宣誓するのである。すべての商人は勿論すべての旅館の経営主でさえその領土の内外において売却する商品の計算を自己自身で記帳することを委かされてゐるのである。そして三ヶ月の終るごとにこの計算書の下ところに税額の計算を記入して出納官のところへ送るのである。斯く

の如き信頼を与えていることによって国家収入が減少するとは考えられていないのである。<sup>(13)</sup> あらゆる市民にその財産 (fortune) 額を宣誓の上公然と声明する義務を負はせることはスイスの之等の諸州においては苦難なことではないと思はれる。ハンブルグではそれは大いに困難であると思はれるであろう。商人は商業の危険なる事業に従事するのにその事情の真実の状態を始終さらけださなければならぬことは身震いする思いである。その結果信用の破壊、事業の失敗が却って屢々実現するということを予知しているのである。こうした事業に全く関係のない真面目なる儉約なる人々においてはそうした隠匿が必要であるとは感じないものである。<sup>(14)</sup> と論じ素朴なる形態における人間の信用関係素朴なる对人的信頼を基礎とする申告納税制度を採用する国の納税方法を説明しその国の事情又は経済の事情によつては斯くの如き申告納税制度の実施は困難なることを説明しているのである。<sup>(15)</sup>

A・スミスによれば「イギリスにおける地税法 (land-tax bill) では資本 (stock) に課せられる租税 (tax) は資本 (capital) に比例して課税されることになっている。然しその資本 (capital) を減少せしめ或はその資本 (capital) を少しでも取り去る意図をもつものではないのである。それは土地の地代と同じ割合で貨幣の利子に対して課する租税とするということを意味しているに過ぎないのである。従つて前者が一ホンドにつき四シリングのときには後者も又一ホンドにつき四シリングである。ハンブルグにおけるこの租税をうして之よりも軽い租税であるウンターワルデン及びチューリッヒの租税等も同じ方法において資本 (capital) に対して租税を課するものではなく資本 (stock) の利子即ちその純収入に課することを意図したる租税である。オランダにおけるその租税は資本 (capital) に課する租税であることを意味していたのである」と述べている。<sup>(16)</sup>

(一) Adam Smith, *Wealth of Nations*, pp. 788-799.

- (2) Adam Smith, *ibidem*, [Chap. ix.]
- (3) Adam Smith, *ibidem*, pp. 799-800.
- (4) Adam Smith, *ibidem*, p. 800.
- (5) Adam Smith, *ibidem*, p. 800.
- (6) Adam Smith, *ibidem*, pp. 800-801.
- (7) イギリスにおいて地租 (land-tax) といはれている租税は土地と同じ割合で資本 (stock) に租税を課すべきであるという意図であった。土地に対する租税が一ポンドにつき四シリング即ち推定地代の五分の一であるときには資本 (stock) にも推定利子の五分の一の租税を課することが意図せられたのである。現在の年々の地租が始めて課せられるようになったときは法定利子率は六パーセントであった。従って資本 (stock) 一〇〇ポンドにつき二四シリング即ち六ポンドの五分の一の租税が課せられるべきものとされたのであった。その後法定利子率が五パーセントに下げられてからは (Adam Smith, *ibidem*, p. 801) [Adove, pp. 88, 89.] 資本 (stock) 一〇〇ポンドにつき僅かに二〇シリングを課せらるべきものとされたのであった。所謂地租によつて徴収せられる金額は地方と主要都市との間に分割せられた。地租の大部分は地方に賦課されたのでありそうして都市に賦課されたものはその大部分が家屋に対して賦課されたものである。土地に投せられた資本 (stock) には租税を課する意図はなかつたので都市の資本 (stock) 又は営業に賦課すべき分として残されたものはその資本 (stock) 又は営業の眞実の価値よりも遙かに小さかつたのである。従つて当初の査定が如何に不公平であつても殆んど混乱はなかつた。現在も尚引続き当初の査定に基いてすべての教会区及び地域はその土地、家屋、資本 (stock) に対して課税せられている。そうしてこの国は殆んど全面的に繁栄をきたしているので一般に土地、家屋、資本 (stock) 等すべての価値が非常に引上げられ斯くの如き不公平の重要性が現在では一層少なくなつたのである。各地区に割当てられる税額においても又引続き同一であつたのでこの租税が個人の資本 (stock) に賦課される限りにおいてはその租税の不確実性は極めて小さいものになつたのであるが又同時にその租税のもつ重要性も極めて小さくなつてきたのである。イギリスの大部分の土地に対するこの租税の割合がその現実の価値の半分に対してなされてないといふればイギリスの資本 (stock) の大部分に対するこの租税の割当は恐らくその現実価値の五十分の一に達しているものは殆んどないのである。或都市においてはこの全地租が家屋に賦課されておりウェストミンスターの如きところでは資本 (stock) と営業には租税

は課せられないのである。ロンドンにおいてはそうではなから。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 801)

(8) Adam Smith, *ibidem*, p. 801.

(9) [Memoires concernant les Droits, tome i. p. 74.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 801)

(10) [Memoires 単に「割符税 (taille) は各住民がその所有するところのすべての動産、不動産につき例外なく納付せなければならぬところのものの一〇〇分の四に相当する部分であった。市民は各々自己の納付金額を定めその課徴金を市庁へ持参すればそれ以外のものは要求されなかったのである。然し自己の納付にかかるものは自己の履行すべきものに相違ない、というところの誓約を行はなければならなかったのである」と述べている。然しながら Lord Kames, *Sketches of the History of Man*, vol. i., p. 476. に「あらゆる商人は国家の金庫の自己の判断において寄与すべき総額を秘かに入れたらばよい」と述べたこと。] (Adam Smith, *ibidem*, p. 802.)

(11) [Ed. I reads "Underwold."] (Adam Smith, *ibidem*, p. 802.)

(12) and \* is thereby \* [Ed. 5 adds "it" here, doubtless a misprint.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 802)

(13) [Memoires concernant les Droits, tome i. p. 163, 166, 171. 之等〇重〇査定 (self-assessments) といふ語は]

される信用に対する説明に「it」は *Memoires* から「it」たゞの「it」はなから。] (Adam Smith, *ibidem*, p. 802)

(14) Adam Smith, *ibidem*, pp. 802-803.

(15) 「オランダにおいては故オレンジ公 (prince of Orange) が最高行政官 (stadholdership) の地位に就いた直後すべての市民の全財産 (substance) に対して二パーセントの租税即ち五十分ノ一ムニイという租税が課せられたのである。すべての市民は自己査定してハンブルグと同一の方法においてこの租税を支払ったのである。そうしてその租税は一般に信じられていたところによれば極めて信頼をもって支払はれたることである。その当時の人々はこの新しい政府を大暴動によって樹立したのでその政府に対して大きな愛着をもっていたのである。そうしてこの租税は特別の緊急に際して国家を救済するために単に一回のみ課せられるものであった。実にこの租税は永久的なものとするにはあまりに重すぎたのである。市場利子率が三パーセント以上にはならない国においてはこの二パーセントの租税は資本 (stock) から普通取崩せられる最高の純収入に対して一ホンドについて一三リング四ペンスの額になる。斯くの如き租税は多少なりとも資本 (capital) を侵食することなしに支払へる人は殆んどいないであろう。非常時においては人民は大なる公共的熱意よりして大なる努

力をして国家を救済するためにその資本 (capital) の一部をさへ手放すのである。然しながら相常に永い期間に亘つてそれを続けることは不可能である。仮令それができたとしても斯くの如き租税はすぐに国家を維持することが全く不可能になるほどに完全に国民を破滅させるであらう。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 803)

(16) Adam Smith, *ibidem*, p. 803.

## 十一

A・スミスは「或国においては特殊の産業部門に使用されているとき又は農業に使用されているときその資本 (stock) の利潤に特別税 (extraordinary taxes) が課せられて<sup>(1)</sup>」となしイギリス、フランスその他諸国のこの種の租税を説明しその転嫁の関係を明らかにする。即ち「前者の種類はイギリスにおいては呼売商人、行商人に對する租税、貸馬車、貸かごに對する租税、エール及び酒精飲料を小売りするための免許狀に對して酒舗の經營者の支払う租税がある。最近の戰爭中においては同種類の租税を他の店舖に對しても課することが提案せられたのである。<sup>(2)</sup>この戰爭はこの国の商業を保護するために企てられたのであるからそれによって利潤を得ている商人はそれを支持するために納税すべきであるということであつたのである。然しながら特殊の産業部門に使用されている資本 (stock) の利潤に對して課せられる租税が終局的にはその商人の負担に歸着することはあり得ないのである。(商人は普通の場合には相當の利潤を得なければならぬ。そうして尙競争が自由であればそれ以上の利潤を獲得することができるのは稀である。) それは商人の負担とならないで消費者の負担となるものである。即ち消費者はその商人が前払いするところの租税を財貨の價格として支払はなければならぬ。普通の場合それ以上の負担をするのである。この種の租税が商人の營業に比例するように課せられているときはそれは終局的に

は消費者によって支払はれ何等商人を圧迫するものではない。然しながらそれが營業に比例しないですべての人に同額の租税が課せられるときは最終的には消費者によって支払はれるけれどもこの租税は大商人を有利にし小商人に対して或程度圧迫することになる<sup>(3)</sup>と論じている。

A・スミスは「フランスにおいて動産人頭税 (personal taille) と称せられているものは農業に使用せられる資本 (stock) の利潤に課せられる租税として、ヨーロッパのいたるところで課せられている租税のなかで恐らくは最も重要なものである。一般に封建政治が行なはれていた時においてはヨーロッパは秩序のたつていない状態であったので主権者は租税の支払を拒否することのできる力のない人々に対してのみ課税することに甘んじなければならなかったのである。大なる領主達は特別な緊急事態に際しては主権者に助力したけれども自身は恒常的な租税を負担することを拒否したのである。そうして主権者も又之を強制し得る程に力は強くなかったのである。全ヨーロッパを通じて土地の占有者は大部分もとは農奴であった。そうしてヨーロッパの大部分を通じて之等の人々は漸次解放されるに至ったのであった。そのなかの或者は土地財産の所有権を獲得したのである。そうしてそれは或時は国王のもとに又或時は他の大なる領主のもとに昔のイギリスの copy-holder<sup>(4)</sup> の如く又は Base tenure-ignoble tenure<sup>(5)</sup> によって土地を保有したのである。之に対して他の人々は土地の所有権は獲得せずその領主のもとにおいてその領主が占有する土地について或年限の貸借権を獲得したのである。そうしてこのことよって領主に対する従属関係はなくなってきたのである。大領主はこの下層階級の人々がかくして繁栄と独立を享受することになったことについて悪意 (a malignant)<sup>(6)</sup> と軽蔑的憤慨をもっており主権者がそれらに租税を課することによるこんで同意したのである。<sup>(7)</sup> 或国においてはこの租税は ignoble tenure によって保有される土地に限ら

れたのである。そうしてこの人頭税 (taille) は不動産人頭税 (real) であるといはれたのである。サルデニアの先王によって設定せられた地租 (land-tax) 、ランゲドック (Languedoc) 、プロヴァンス (Provence) 、ドゥファイネ (Dauphine) 及びブレタニー (Brittany) の諸州における人頭税、更にモンターバン (Montauban) の generally<sup>(8)</sup> 及びアゲン (Agen) 、コンドム (Coudom) の課税分区 (election) とその他のフランスの若干の地域における人頭税は ignoble tenure によって所有せられている土地に対する租税である。<sup>(9)</sup> 他の諸国においては他人に属する土地を農場又は借地として保有するすべての人々に対してその保有者のその保有権の性質の如何を問はずその保有権から生ずると推定する利潤に対して租税が課せられた。この場合の人頭税は動産人頭税 (Personal) といはれている。フランスの課税分区 (Countries of Elections) といはれている諸州の大部分において課されている人頭税もこの種のものである。不動産人頭税 (real taille) はその国の土地の一部についてののみ課せられるものであるから必然的に不平等である。そうして之は時としては不確定的であるが常に必ずしも不確定的であるのではない。然し之に対して動産人頭税は一定の階級の人々の想像によって測定することしかできない利潤に比例することを意図せられているのであるから必ず不確定的であり不公平である<sup>(10)</sup> と述べフランスにおける農業利潤課税としての人頭税を不確定的、不公平であるとなしこの種の人頭税の本質を明らかにしている。<sup>(11)</sup>

A・スミスによれば農業の利潤に課する租税にありては他の営業の利潤に課する租税と異なりその消費者の負担とはならないで地主の負担するところとなしその転嫁の関係を説明している。即ち「ある特定の営業部門における資本 (stock) の利潤に対して租税が課せられるときは営業者はその租税として前払いしたところを回収し得るに足るような価格にて売却することのできる量しか財貨を市場に供給しないように留意する。そ

の或者はその資本 (stock) の一部をその営業から引きあげそうして市場は従前より供給が乏しくなる。財貨の価格が騰貴し租税の終局的支払は消費者に帰着することになるのである。然しながら農業に使用されている資本 (stock) に対して租税が課せられているときはこの用途からその資本 (stock) を少しでも引きあげることには農業者にとって利益となるものではない。各々農業者は一定量の土地を占有しそれに対して地代を払っている。この土地に適應する耕作をなすには一定量の資本 (stock) が必要である。そうしてこの必要量から少しでも引きあげることによって農業者は地代も租税も支払い得ることができないようになるのである。租税を支払うためにはその生産物の量を減らしたり又その結果として市場に対する供給を従来より少なくすることは決して利益とはならないのである。従つてこの租税はその生産物の価格を引きあげ得るものでもなく又その租税の終局的支払を消費者に転嫁しそれによってその租税を回収し得るものでもないのである。然しながら農業者にありても他のすべての営業者と同じく適當なる利潤を獲得しなければならぬ。然らざればその営業を中止しなければならぬ。この種の租税が課せられた後相當の利潤を獲得し得るのは地主に対してその地代の支払を少なくすることである。農業者が租税として支払はねばならないものが多くなる程地代として支払い得るところが少なくなるのである。賃貸契約の期間中に課せられたこの種の租税は疑もなく農業者を苦しめ或は没落させるものである。その契約の更改に際してはそれは常に地主の負担に帰着せざるを得ないのである<sup>(13)</sup>と論じついで動産人頭税と農業の関係を論じその転嫁関係に及んでいる。即ち A・スミスに従えば「動産人頭税の施行せられている国においては農業者は普通にはその耕作に使用しているものとみうけられる資本 (stock) に比例して課税せられる。このために屢々農業者は良い牛馬の一組をもつことを惧れできるだけ粗末な極めて悪い農具を使って耕作しようと努めるのである。

租税査定官の正義に対して信用しなくて、そのために困窮を装い租税の重課をおそれて少しも支払へないように思はれることを望むのである。このあはれむべき方策によって恐らく最も効果的なる方法とし農業者自身の利益を常に考慮することはできないのである。蓋し租税の減少することによってたすかることよりも生産物の減少によってそれよりも大なるものが失はれるのである。さりながらこの劣悪なる耕作の結果として市場における供給は疑もなく減退する。然しこのために起る僅かの価格の騰貴は生産物の減少に対して農業者に殆んど補償することにはならないのである。そうして尚地主に一層多くの地代を支払い得ることは殆んどあり得ないのである。この耕作の退歩によって国家、農業者、地主はすべて多少なりとも損害を受けるのである。この動産人頭税は種々の方法において耕作を阻害しその結果としてすべてのすぐれたる国家の富の主要なる源泉を枯渇せしむるものである<sup>(14)</sup>」と論じている。即ちA・スミスに従えば動産人頭税は耕作の進歩を阻害し国家、農業者及び地主に損害を与えるものであるというのである。

A・スミスの説明によれば「北アメリカの南部諸州及び西インド諸島<sup>(15)</sup>において人頭税 (poll-tax) と呼ばれているものは黒人一人あたり年額幾許という租税である。本来之は農業に使用される或特定の種類の資本 (stock) に課せられる租税である。農園主は大部分農業者にして地主であるがこの租税は最終的負担は如何なる応報もなしに地主の資格における農業者自身の負担に帰するのである。耕作に使用されている農奴に対して一人当り幾許となす租税は皆全ヨーロッパに普通に行なはれていたものと思はれる。現在においてこの種の租税はロシア帝国に存続している<sup>(16)</sup>」となし「如何なる種類の人頭税 (poll-tax) にありても奴隷の象徴とされているのはこの理由によるものと思われ<sup>(17)</sup>。然しながら如何なる租税であってもそれを支払う人については奴隷の象徴ではなくして自由

の象徴である。確かにそれは政府の支配を受けているということを意味しているが又同時にいくらかの財産 (property) をもっているから彼自身は主人の財産であり得ないということの意味している。奴隷に対して課する人頭税は自由人 (free men) に対する人頭税とは全く異なっている。自由人に課せられる人頭税はそれと課せられたその人がその租税を支払うのである。奴隷に課せられる人頭税は異なる人によって支払はれるのである。自由人に課せられる人頭税は全く不確定的であるか或は全く不公平であるかのいずれかである。多くの場合不確定的でありそうして不公平である。奴隷に対する人頭税は或点では不公平である。奴隷の種類が異なればその価値も異なるからである。然し全然不確定的ではない。自分の所有する奴隷の人数を知っているあらゆる主人は自分の支払うところが何程か正確に知っている。然しなが之等二つの異なる租税は同じ名称で呼ばれてきたので同じ性質のものと考えられてきたのである<sup>(18)</sup>と論じこのような人頭税は奴隷の象徴といわれるも納税者にとってはすべて如何なる租税も自由の象徴であるとなしその本質を観察しているのである。そうして尚 A・スマスはオランダの僕婢税にふれている。即ち「オランダにおいては下男又は下女に課せられる租税がある。これは資本 (stock) に対して課せられる租税ではなく支出に対する租税である。そうしてその限りにおいて消費され得る商品に対して課せられる租税に類似している。最近イギリスにおいては一人の下男に対して一ギニーが課せられることになった<sup>(19)</sup>がこれも同じ種類の租税である。これは中産階級に最も重く課せられる租税である。一年二〇〇ポンドの収入のある人が一人の下男を雇うかもしれないが年間の収入一万ポンドの人が五十人雇うとこはないであろう。この租税は貧乏人には影響がないのである<sup>(20)</sup>とその税質について述べている。

A・スマスは「ある特種な營業の資本 (stock) の利潤に対して課せられる租税は決して貨幣の利子に影響する

ことはないのである。これは租税が課せられる職業の人々に対して租税が課せられない職業の人々に対するよりも安い利子を以て貨幣を貸付ける人はだれもないからである。然しながらすべての營業の資本 (stock) から生ずる収入に対して課する租税は政府がいくらかでも精密にそれを徴収することを企てるものでは多くの場合において貨幣の利子に帰着するであろう。フランスにおける Vingtième という租税即ちその二十分の一ペニーを支払う租税はイギリスにおいて地租 (land-tax) といはれている租税と同じ種類の租税である。即ち同じ方法によって土地、家屋及び資本 (stock) から生ずる収入に対して賦課されるのである。資本 (stock) に課税される限りにおいてはその租税は極めて厳密とまではいえないまでもイギリスにおける地租のなかで同じ種類の基金 (fund) に課せられている部分よりは遙かに正確に課税されているのである。多くの場合においてこの租税は全く貨幣の利子の負担となるのである」と論じ特殊の營業部門の資本 (stock) の利潤に対する租税は貨幣の利子には影響するところがない。然し課税方法の如何によって貨幣の利子の負担となることがあるとその帰着の關係を明らかにしているのである。

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, pp. 803-804.

(2) [Proposed by Legge in 1759. See Dowell, *History of Taxation and Taxes England*, 1884, vol. ii, p. 137.]  
(Adam Smith, *ibidem*, p. 804.)

(3) Adam Smith, *ibidem*, p. 804.

「すべての貸馬車一台につき一週五シリングの租税、すべての貸かご一基につき一年一〇シリングの租税を課すればこの租税は貸馬車、貸かごの各所有者によって前払いされる限りそれぞれの取引の大きさに充分正確に比例するものである。それは大商人を有利にするものでもなければ又小商人を圧迫するものでもない。エール販売免許状に対する一年二〇シリングの租税、酒精飲料販売免許状に対する一年四〇シリングの租税を課し葡萄酒販売免許状に対して更に四〇シリングの租

税を課するような場合はこれはすべての小売商人に対して租税は同額であるから大商人を或程度有利にし小商人を或程度圧迫せざるを得ないのである。前者は後者よりも容易に財貨の価格を通じてこの租税を回収することができるにちがいないのである。然しながらこの租税は少額であるからこの不公平はそれほど重大なことにはならない。のみならず多くの人々は小さな酒舗が増加することについて或程度圧迫することは不当であるとは思っていないのである。店舗に対する租税はすべての店舗に対して同額でなくてはならないと考へられてきたのである。それは他に方法がないのである。自由国家（free country）においては許すことのできない程の取調を行はない限りは店舗に対する租税はそこで行はれる取引に比例して正確に課税することは不可能であるからである。もしもこの租税が相当に重いものであるとすればそれは小商人を圧迫して小売業の全部を大商人の手に引渡すことになるであろう。かくしてこの小商人の競争がとりのぞかれるから大商人はこの商業の各々の独占を享受し他の独占者と同じく団結を作つてその利潤を引きあげその利潤を租税を支払うために必要限度以上に引き上げるであろう。かくしてこの租税の終局的負担は店舗の経営者には帰着しないで消費者の負担となるであろう。そうして尚店舗の経営者の利潤となるところの相当なる程度の超過負担がかかることになるのである。この理由によつて店舗に対する租税の提案は斥けられたのである。その代りに一七五九年の国庫納金（subsidy）が採用されたのである。（Adam Smith, *ibidem*, pp. 804-805）

- (4) 國家の帳簿に登録するという方法によつて保有する不動産及びその所有権をいう。
- (5) 「平民的或は不名替なる土地保有権」即ち一定の賦役労働を給付することを条件として土地を保有する権利である。
- (6) [Ed. I does not contain "a." ] (Adam Smith, *ibidem*, p. 805)
- (7) [Above, p. 370] (Adam Smith, *ibidem*, p. 805)
- (8) 拙稿 A・スミス D・リカフドオ J・S・ミルにおける租税理論の展開 II — 古典学派における財政思想 — (士) 立命館経済学 第十五卷 第三号 六の註 (10)
- (9) [Above, p. 787.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 805.)
- (10) Adam Smith, *ibidem*, pp. 805-806.
- (11) 「現在即ち一七七五年においてはフランスでは課税分區 (Countries of Elections) と呼ばれる二〇〇 generally に賦課せられる年々の動産人頭税は四〇、一〇七、二三九リウルー六スウである。」 [Memoires concernant les Droits,

&c. tome ii. p. 17.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 806) この金額が各州に配賦せられる比率は年々同一ではなくその変動は、その州における各々その支払能力を増減せしむる諸事情とともに収獲の良否について枢密顧問会議 (King's council) に提出される報告に基くものである。各 *generality* は一定数の課税分区 (*elections*) に分たれその *generality* 全体に課される金額が各課税分区に分割される割合は同じく各課税分区の支払能力に關する枢密顧問會議への報告に従つて年々變化するのである。然しながら如何に善意であつても枢密顧問會議は之等二つの配賦を各その配賦がなされる州又は地区の直実の租税負担能力に或程度正確に比例させることすら不可能であると思はれる。最し正しい枢密顧問會議にあつても多少の無知と誤伝とによつて常に判断を誤ることになるにちがいないのである。課税分区全体に課される租税のなかで各教会区 (*Parish*) が負担しなければならぬ割合についてもこの特定の教会区に課される租税のなかで各個人が負担しなければならぬ割合にありても同じく必要な事情に應じて年々変動するのである。この事情は或場合においては課税分区の官吏によつて判断される。そうして他の場合には教会区の官吏によつて判断されるのである。そうしてこのいづれの場合においても多少とも監督官の指図及び影響をうけるのである。無知及び誤伝のみならず友情、党派的反感、個人的怨恨等によつて屢々かくの如き査定官を誤らせるといはれてゐる。この租税を負担する人にはその査定前においてはその支払額を確定することはできなかつたのである。この租税が査定された後においても之を確定することはできなかつたのである。即ち免税される筈の人が課税されたり或はその割当額以上に課税されたりすることがあるとその他の人々はその時はその租税を支払はなければならぬがそれに対する不服を訴へてそれが認められたときには全教会区はこの弁償をしなければならぬのでありそのためにその次の年にはそれが再配賦されるのである。又若し納税者のなかに破産又は支払不能になるものがあれば徵税人はその租税を前払しなくてはならないのである。そうしてその次の年にはこの徵税人に対する弁償のために再配賦されるのである。又若し徵税人自身が破産するようにならばその徵税人を選んだ教会区はその課税分区の収入長官に対して彼の行為の責任を負はなければならぬ。然るに収入長官においては教会区全体に責任の遂行を要求することは面倒であるから五、六人の最も富裕なる納税者を選び徵税人が支払不能によつてうける損失を補償させるのである。そうして教会区においてはその後この数人の人々に対して弁償するため再配賦が行はれるのである。この再配賦の課税は常にその租税が課せられる特定の年に課される人頭税を超えるものである。] (Adam Smith, *ibidem*, pp. 806-807)

- (21) to reimburse [Ed. I reads "nor to. ?"] (Adam Smith, *ibidem*, p. 807)
- (22) Adam Smith, *ibidem*, p. 807.
- (23) Adam Smith, *ibidem*, pp. 807-808.
- (24) 「このことは既に我が本研究の第三編に於てなす所の如しである。」(Above, p. 370.) (Adam Smith, *ibidem*, p. 808)
- (25) [the west Indian] [Ed. I reads "West India, ?"] (Adam Smith, *ibidem*, p. 808.)
- (26) Adam Smith, *ibidem*, p. 808.
- (27) [E. g. by Montesquieu, *Esprit des lois*, liv. xiii, chap. xiv.] (Adam Smith, *ibidem*, p. 808.)
- (28) Adam Smith, *ibidem*, p. 808.
- (29) [17 Geo. III, c. 39] (Adam Smith, *ibidem*, p. 809)
- (30) (Adam Smith, *ibidem*, p. 809.) [This paragraph is not in ed. I.]
- (31) Adam Smith, *ibidem*, p. 809.

「フランスに於ては貨幣は屢々年金契約(Contracts for the constitution of a rent)と云はれてゐるもの即ち債務者はじめに前貸された金額の返済金を随時償還し得るが債権者はその償還を特別の場合を除いて請求できないところの永続年金(perpetual annuities)に投資されるのである。Vingtiemeはその年金のすくにて確実に賦課されるのであるが、その年金の終を期になかったように思はれる。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 809)